

牛肉のトレーサビリティと 牛の個体識別

牛の個体識別のための情報の管理及び
伝達に関する特別処置法に基づく制度の概要



耳標装着

国内で生まれたすべての牛と輸入牛に、
10桁の個体識別番号が印字された耳標が装着されます。

牛のデータ ベース化

個体識別番号によって、その牛の性別や種別(黒毛和種など)に加え、出生から、肉用牛であれば肥育を経てとさつ(食肉にするためのと畜・解体処理)まで、乳用牛であれば生乳生産を経て廃用・とさつまでの飼養地などがデータベースに記録されます。(法施行:平成15年12月1日)

番号の表示と 記録

その牛がとさつされ牛肉となってからは、枝肉、部分肉、精肉と加工され流通していく過程で、その取引に関わる販売業者などにより、**個体識別番号が表示され、仕入れの相手先などが帳簿に記録・保存されます。**
(法施行:平成16年12月1日)



●商品ラベルへの表示

国産黒毛和牛サーロインステーキ用	
消費期限 00.0.00	
個体識別番号 1234567890	
100g当り (内) 内容量 (g)	000 00
価格(円) 000	
加工者(株) ○○○○○○○○○○○○ 保存温度 ○○○○○○○○○○○○○ 4℃以下	

追跡・遡及 可能


これにより、牛肉については、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の追跡・遡及、すなわち生産流通履歴情報の把握(牛肉のトレーサビリティ)が可能となります。(購入した牛肉に表示されている個体識別番号により、インターネットを通じて牛の生産履歴を調べることができるようになります)

国産牛肉の 安全・安心が確保されます。

販売業者等にとっては、消費者からの信頼が高まることが期待されます。また、酪農家や肉用牛農家などにとっては、個体識別番号による各種情報の統合や、個体確認を伴う経営支援対策の確実な実施などへの活用が期待されます。

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」は、

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産・流通の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年6月に公布されました。



牛 平成15年12月1日施行
(注)平成15年12月1日の既存牛及び同日以降の出生・輸入牛が対象



牛肉 平成16年12月1日施行
(注)平成16年11月30日以前にとさつされた牛肉は対象外

牛の両耳に個体識別番号が印字された耳標を装着(取り外し禁止)

特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号を表示し伝達



農林水産大臣への届け出

15年12月1日時点の
既存牛の届出(16年2月末まで)

出生の届出

- 出生年月日
- 雌雄の別
- 母牛の個体識別番号
- 牛の種別など

輸入牛の届出

- 輸入年月日
- 雌雄の別
- 牛の種別
- 輸入先の国名など

*届出により
個体識別番号決定

譲渡し等の届出

- 個体識別番号
- 譲渡し等の年月日
- 譲渡し等の相手先など

譲受け等の届出

- 個体識別番号
- 譲受け等の年月日
- 譲受け等の相手先など

死亡の届出

輸出の届出

とさつの届出

- 個体識別番号
- とさつ年月日
- 譲受け等の相手先など

販売等の記録・保存(帳簿の備付け)

帳簿の備付け

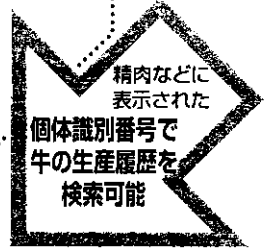
- 個体識別番号
- 引渡しの年月日
- 引渡しの相手先
- 引渡しの重量など

帳簿の備付け

- 個体識別番号
- 仕入れの年月日
- 仕入れの相手先
- 仕入れの重量など
- 販売の年月日
- 販売の相手先
- 販売の重量など

*相手先が消費者となる
小売店及び特定料理
提供業者は除く

〔平成16年11月30日までに
とさつされた牛肉には
表示の義務はありません。
(2年間ほどは、表示の
ないものも一部残ります)〕



農林水産大臣による個体識別台帳の作成(独)家畜改良センターに委任)

インターネットで
生産履歴を公開!

個体識別番号
JP 11964
4231s

- この牛の情報
出生年月日/雌雄の別/母牛の個体識別番号など
- この牛を管理した者の情報
管理者の氏名/飼養施設の所在地/飼養の開始年月日など
(注)出生からとさつまでのすべての管理者の情報
- この牛のとさつ・死亡の情報
とさつ・死亡の年月日/と畜場の名称など

牛個体情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛の個体識別番号
1234567890	H12.05.21	オス	ホルスタイン種	0000654321

	飼養地	異動内容	異動年月日	住所	氏名または名称
1	岩手県	出生	H.12.05.21	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
2	岩手県	転出	H.12.05.29	盛岡市	家畜改良センター岩手牧場
3	福島県	転入	H.12.05.29		
4	福島県	転出	H.15.08.08		
5	東京都	搬入	H.15.08.08	港区	東京都立芝浦と場
6	東京都	と畜	H.15.08.09	港区	東京都立芝浦と場

(注)住所、氏名または名称は、本人の同意が得られている場合のみ公開します。

牛にかかる部分は、従来から「個体識別システム」と呼ばれています。酪農家や、肉用牛農家にとっては、様々な活用が期待されています。(制度を確実にするための措置) 農林水産省職員が、管理者、と畜者、販売業者等に立入検査を行います。また、牛と牛肉が同一であることを確認するため、と畜直後の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売されている牛肉などから採取したサンプルとのDNA鑑定を行います。

本制度の主な対象者について

■ 管理者



管理者とは、牛を管理する者です(牛の運送の委託を受けた運送業者は除きます)。具体的には、ア)牛の飼養者、イ)共同哺育・育成センター、繁殖センター又は肥育センターの管理者、ウ)牛の飼養を行う公共牧場の管理者、エ)試験・研究機関、オ)牛の飼養を行う教育機関、カ)荷受業者が該当します。

管理者は、牛の出生等の届出と耳標の装着を行う必要があります。

■ と畜者



と畜者とは、牛をとさつした者です。と畜者は、牛のとさつの届出と、とさつした牛から得られた特定牛肉(注)への個体識別番号の表示及び引き渡しに関する事項の記録・保存(帳簿の備付け)を行う必要があります。

/// 販売業者



販売業者とは、牛肉の販売の事業を行う者であって、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当します。牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当等を調理し、その小売を行う中食業者は対象外です。

販売業者は、販売する特定牛肉(又はその容器など)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れ・販売に関する事項の記録・保存(帳簿の備付け)を行う必要があります。

■ 特定料理提供業者



特定料理提供業者とは、特定料理(焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキ)の提供の事業を行う者のうち、料理の提供を主たる事業とし、かつ提供する料理が主として特定料理である者です。

特定料理提供業者は、特定牛肉を主たる材料とする特定料理を提供するときは、特定料理(又はその店舗の見やすい場所)に個体識別番号(又は個体識別番号との対応が明らかなロット番号)を表示するとともに、特定牛肉の仕入れに関する事項の記録・保存(帳簿の備付け)を行う必要があります。

(注)特定牛肉とは、個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉であって、卸売段階における枝肉や部分肉、小売段階における精肉が該当します。内臓や舌、こま切れ、ひき肉と、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品は除かれます。

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局衛生管理課 03-3502-8111(内線3212~3)
地方農政局消費・安全部安全管理課
東北 022-263-1111(内線4323) 関東 048-600-0600(内線3224)
北陸 076-263-2161(内線3725) 東海 052-223-4670(内線2822)
近畿 075-451-9161(内線2224) 中国四国 086-224-4511(内線2357)
九州 096-353-7600(内線4535)
北海道農政事務所消費・安全部安全管理課 011-642-5463(内線460)
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課 098-866-0156(内線332)

* 法律及び関係規定については、農林水産省のホームページの「トレーサビリティ関係」
(<http://www.maff.go.jp/trace/top.htm>)をご覧ください。